資料２

佐倉市
保育所等訪問支援事業ガイドライン

※保育所等訪問支援事業の利用を希望する保護者、障害児相談支援事業所の相談支援専門員、本事業を実施する事業所職員等は、本ガイドラインを必ずご覧ください。

佐倉市障害者総合支援協議会
療育支援・教育部会
（佐倉市特別支援教育連携協議会）

はじめに

保育所等訪問支援事業とは、成長過程において発達に特性のあるこどもが通う『保育所、幼稚園、認定こども園、学校等』に専門の支援員が訪問し、こども一人ひとりの発達特性に応じた支援を行う事業です。

この事業により、特性のあるこどもが安心して日常生活や学びを続けられる環境づくりを推進し、保護者や現場スタッフのスキルアップを図ります。

しかし、保育所等訪問支援事業は上記の利点がある一方で、いくつかの課題も抱えています。まず、訪問支援員の人材確保と専門性の維持が大きな課題となっています。支援対象となるこども一人ひとりに合わせたきめ細やかな対応が求められるため、専門知識や経験を持つ支援員の育成と確保が必要不可欠です。

次に訪問先となる「保育士や教職員等」との連携体制の構築にも課題があります。訪問支援員と保育士や教職員等との間で、情報共有や役割分担、コミュニケーションが十分でない場合、支援の質が低下する恐れがあります。さらに、保護者とのコミュニケーション不足や、支援内容への理解・納得を得ることが難しい場合もあり、信頼関係の構築が重要となっています。

佐倉市では、こども一人ひとりが適切に成長・発達していけるよう、本事業に関わる皆様の理解と活用の促進を目的として本ガイドラインを作成しました。令和６年にこども家庭庁が公表した「保育所等訪問支援ガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインがこども一人ひとりのニーズに応じた支援の充実や、関係者間の協力と相互理解の促進につながることを期待しています。

保育所等訪問支援事業の概要

平成２４年から始まった「保育所等訪問支援事業」は、発達面に特性のあるこどもが通う保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの集団生活の場に、専門の「訪問支援員」が定期的に訪問し、こども一人ひとりの状況やニーズに応じた個別的な支援や助言を行う事業です。支援の内容には、こどもの行動やコミュニケーションのサポート、集団活動への適応支援、現場スタッフや保護者への具体的なアドバイス・助言などが含まれます。

また、訪問支援員は現場の保育士や教職員と連携し、必要な情報共有や役割分担を行いながら、より良い支援体制の構築を目指します。これにより、障害のあるこどもが安心して学び、成長できる環境づくりを推進するとともに、保護者や現場スタッフの負担軽減や不安の解消にも寄与しています。

さらに、本事業はこども一人ひとりの発達や特性に応じた柔軟できめ細やかな支援を提供することを重視しており、佐倉市では関係各機関と連携しながら、本事業の適切な活用と関係者間の理解促進・連携強化を期待しています。

保育所等訪問支援は次の目標の達成を目指しています。

〇こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実

こどもが保育や教育等の集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるように支えるとともに、訪問先施設と共に将来のこどもの発達・成長の姿を 見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を通じて、 こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

〇成長を喜び合える土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの成長や発達を心配する不安な気持ちや、少しでも保育所等に適応してほしいという期待感など、家族の心情を理解した上で、家族がこどもの発達状況や特性を理解し、その成長を喜びあうことができる土台を作るとともに、こどもの家族の意向を受け止め、きょうだいを含めた家族をトータル に支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

〇訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定

訪問先施設の意向を受け止め、こどもとの関わりの中で困っていること等を丁寧に把握した上で、訪問先施設に対し、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言することなどを通じて、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させ、こどもの育ちを支えること。

〇保育所等におけるすべてのこどもの育ちの保障

こどもや家族、訪問先施設の意向を踏まえながら、こどもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場における環境等を整えることを通じて、保育所等において全てのこどもが共に成長できるよう支援していくこと。

本事業の対象となる児童について

集団での生活や適応に専門的な支援が必要と認められたこども。

※集団生活への適応状況から、支援の必要性を判断します。（児が楽しく集団生活をおくれていない。集団生活、活動場面において協調出来ない状況により過度な支援、配慮が必要で活動の展開、運営に苦慮している等）

※対象児の認定に当たっては、医学的診断や障害者手帳の有無は問いません。佐倉市では原則として、母子保健課『言葉と発達の相談室』、佐倉市教育センター、医療機関等に相談し、「発達に特性が見られる」と検査等（簡易検査含）による判断が必要です。担任・担当だけの経験則、感覚的な判断、意見のみでは対象とはなりません。

訪問先について

内閣府令で定める施設

・乳児院、保育所、児童養護施設、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等

市町村が認める施設

・放課後児童クラブ、児童館、中学校、高等学校等

訪問する職員

管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員

※訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者。

費用

本事業の費用については、未就学児の場合は保護者の負担額はありません。一方、就学児についてはご家庭の所得状況に応じて負担額が発生し、１回あたりおよそ 2,000 円程度が目安です。詳細な負担額については、訪問支援事業所や相談支援事業所、市役所へお問い合わせください。

提供するサービス内容

保育所等に通う障害のあるこどもについて、当該保育所等を訪問し、対象となるこども以外のこどもとの集団生活への適応のために行う専門的な支援です。支援の対象となるこどもを集団生活に合わせるのではなく、こどもの特性等に応じた集団生活の環境の調整や活動の流れの変更・工夫が行われるよう進めていくことが必要です。

〇こども本人に対する支援

こどもが将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものです。
訪問先施設や家庭での生活に活かしていくために行われるものであり、訪問先施設に引き継いでいくものです。このため、こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行うことが必要となります。

〇訪問先の職員に対する支援

「訪問先施設の職員に対する支援」の大きな目標は、こどもが利用している保育や教育等の集団生活の場において、全てのこどもが共に成長できるよう、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、こどもに対し適切な支援や関わりが行われるよ

うにしていくことであり、これらの支援がこどもの将来の円滑な生活の営みにつながっていくことです。このため、訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言を行うことが必要となります。

〇家族に対する支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながります。このため、家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えることが必要です。

〇直接的訪問支援

保育、教育等集団活動の妨げにならないよう十分に配慮をしながら、行動観察や集団活動に加わって支援を行います。

〇フィードバックによる訪問支援

直接支援によって得られた提案や成果、対応方法、環境設定等について担任に伝えます。

① 標準的には、直接支援及びフィードバック合わせて２時間以上が推奨です。（３０分未満の支援時間は報酬として請求できません。（1 回：1035 単位）

② 訪問支援員は支援内容について保護者に報告することで保護者支援を行います。

※それぞれ①と②について両方の支援が必要です、同一日でなくても訪問先のスタッフの予定等に合わせて別日で設定することが出来ますが、２回に分けて実施でも１カウントとなります。

③ １か月に１～２回程度を目安とします。状況、時期によって訪問頻度は変化します。
※回数を増やすにあたっては佐倉市、相談支援事業所との連絡調整が必要です。

保育所等訪問支援事業の流れ

保育所等訪問支援事業の支給開始まで

①保護者が支援を希望する。

こどもが通う集団生活の場で特性について指摘を受けた場合や、集団生活への適応に困難がみられる場合、また、集団生活の場に行くことへの拒否や不安がみられる場合など、何らかの支援や改善が必要と思われるときは、障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所、担当窓口に相談し、保育所等訪問支援事業の必要性について話し合います。
その後、正式な申請手続きを行います。（本事業の他に特別支援学級への通級指導・特別支援教育コーディネーター制度、巡回相談員、巡回指導員による指導・「教育センター」による教育相談・発達相談・千葉県障害児等療育支援事業等があります。こどもの状況に合わせ、より良い支援方法についてご相談しましょう。）

※相談内容、こどもの状況・課題によっては「保育所等訪問支援事業」以外の支援を受けることがあります。

②支援計画の作成

相談支援専門員が、こども一人ひとりの発達状況や特性、保護者の希望等を踏まえ、適切な支援内容・支援頻度などを盛り込んだ「障害児支援利用計画書（案）」（12 ページ）を作成します。作成にあたっては、必要に応じて保護者や訪問先機関と情報共有・連携を図ります。
完成した障害児支援利用計画書（案）は、保護者の同意を得て市役所に提出します。

※相談支援専門員…福祉サービスの利用について相談に応じ、必要なサービスの調整や利用計画の作成を行う専門職です。

市による支給決定

③担当者会議の開催

相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた担当者会議を開催します。担当者会議には、こどもや家族、保育所等訪問支援事業所の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、訪問先の保育所等の職員、こどもや家族への支援に関係する者が招集され、保育所等訪問支援事業利用について情報を共有します。

※この「担当者会議」は、保育所等訪問支援の具体的な訪問方法等を調整する「事前打合せ」とは異なり、利用する福祉サービス全体の支援方針や役割分担を確認するものです。

契約から保育所等訪問支援の流れ

① 訪問事業所によるアセスメント、保育所等訪問支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問等により、こどもの状況や家族の意向に加え、訪問先施設の意向や理念、環境、こどもの訪問先施設での生活の様子を把握します。
多くの側面からアセスメントを実施し、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を把握し、それらに応じた関わり方を考えます。さらに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて**保育所等訪問支援計画**を作成します。
※ 可能な範囲で、個別の指導計画・教育支援計画等についても聴き取りを行い、課題を整理します。市町村による支給決定の際の「５領域20項目の調査」を活用します。

② 訪問支援の実施

1 訪問支援実施の依頼
訪問支援事業所の管理者から訪問先施設の長（校長・園長等）へ、**『保育所等訪問支援実施に関する依頼について』（様式①）**により訪問の依頼を行います。
2 事前打合せ
訪問支援員と訪問先施設の担当者は、**『保育所等訪問支援　事前調整シート』（様式②）**を用いて事前の打合せを行い、対象児童の特性や集団生活での様子・必要な配慮・訪問時の支援内容等について確認し、共有します。
3 訪問当日
訪問支援員がこどもの集団生活への適応支援、行動・コミュニケーションのサポートを行い、現場の保育士や教職員と協力しながら具体的なアドバイスや助言も提供します。
4 訪問後のフィードバック
訪問支援員は**『保育所等訪問支援　訪問後共有シート』（様式③）**を作成し訪問先施設の担当者と情報の整理、共有を図ります。
また、訪問支援員は訪問先施設と情報共有したことを家庭に対しても報告し、家庭・訪問先施設・保育所等訪問支援事業所の３者間で「共有・確認」を図ります。

③ 支援内容の評価・見直し

定期的に支援の効果や課題を振り返り、必要に応じて計画の見直しや支援方法の改善を行います。また、家庭・訪問先施設・訪問支援事業所の三者で、こどもの様子や支援内容について継続的に情報共有を行います。
こども一人ひとりのニーズに応じた質の高い支援を実現し、関係者間の協力と理解を深めることができます。

保育所等訪問支援事業における訪問先との連携における留意点

訪問支援員が訪問先（保育所、幼稚園、学校等）と連携する際には、以下の点に留意することが重要です。

1. 訪問先施設の都合に合わせながら、訪問支援を行うに当たり優先度が高い場面やこどもに支援が必要な時間帯、訪問先施設の職員が対応の難しさ等を感じている時間に訪問できるよう調整を行います。
 訪問事業所等が訪問先機関に連絡する際は管理職相当のスタッフに連絡します。
 （例：教頭、園長、副園長等）
2. こどもの発達段階や障害特性を踏まえながら、こども本人の訪問先施設の職員や他のこどもとの関わりの状況や集団活動への参加の様子、訪問先施設の環境や職員のこどもに対する接し方など、十分な観察を行います。そのうえで、発達の過程を捉え、何が課題となっているのか、どのような支援が適切なのか等、検討します。
 現場の保育士や教職員の意見や要望を尊重し、協働的な関係を築くことで、支援がより効果的になるよう努めます。
3. 保育・教育活動の妨げにならないよう十分に配慮しながら、訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援などを行います。
 自由遊びなどの時間に集団から抜き出して、訪問先施設の職員とともに、こどもの発達上のニーズにアプローチしていくなどの方法も想定されます。その際には集団生活への適応につなげるための、個別的な支援であることを踏まえる必要があります。
4. 訪問先施設の職員に対し、こどもとの関わりの中で把握したこどもの強みや、訪問支援員がこどもに対してどのような意図をもって支援を行ったのかなどについてしっかりと伝えていくことが重要です。また、周囲のこどもとの関係などを考慮した座る位置の決め方、机や椅子、棚類の位置などを具体的に提案するなどの環境の整備や、活動の組み立てなどの助言、学習発表会や運動会などの行事への参加方法や練習方法の検討等を行うことも重要です。
5. 訪問先施設とは、なるべくその日のうちにカンファレンスを行い、支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方を共有します。 具体的には、保育所等訪問支援事業所から、今回訪問時における支援の内容のフィードバックや、次回訪問時までに訪問先施設において取り組むべき課題、こどもとの関わりにおいて留意すべき点などについて伝達することが重要です。
6. 保育所等訪問支援計画に基づき提供した支援の内容やこどもの様子、訪問先施設の職員に対する助言の内容などを具体的に記録します。作成した記録については、訪問先施設や保護者に共有します。

様式①

令和　　年　　月　　日

〇〇学校（園）長　様

（事業所名）
（代表者名）

保育所等訪問支援実施に関する依頼について

日頃よりお世話になっております。

下記のとおり、保護者からの依頼を受け、貴校（園）の児童について保育所等訪問支援の実施を検討しており、学校(園)での様子を参観し、情報共有を行うことについてご相談させていただきたく存じます。

記

1　対象児童

氏名：　〇〇　〇〇　（〇年〇組）

2　訪問支援の目的

発達特性や支援が必要な児童（園児）が、学校（園）などの集団生活の場で、他の子どもと共に安定して過ごせるよう、専門スタッフが訪問し、環境設備や支援方法の助言を行います。

3　訪問支援の概要（予定）

訪問時期：令和　　年　　月頃（調整可能）

訪問時間：〇〇分～〇〇分程度

主に参観・共有したい場面：

授業／朝の会／集団活動　等（差し支えない範囲で）

4　その他

本支援は、学校（園）の対応や子どもの様子を評価・指導することを目的としたものではありません。また、訪問の際に見聞きした対象児童ではないお子さんの様子や個人に関する情報（氏名、行動、発言、健康状態等）につきましては、口外いたしません。特別なご準備や対応をお願いするものではなく、可能な範囲で普段どおりの様子を共有いただくことを想定しております。

以上

【お問合せ先】
（事業所名）
（担当者名）
（電話番号）
（メール）

様式②

保育所等訪問支援　事前調整シート

作成年月日　　年　　月　　日

事業所について	訪問支援事業所名	
	担当者名（職種）	（　　）
児童について	氏名（年齢・学年）	（　　歳・　　年生）
	学校・園の名称、クラス	

今回の訪問支援の目的 （今回の訪問で確認・ 共有したいこと）	
保護者から聞いている 主な困りごと・心配ごと	
これまでの関わりを踏まえ、 当日確認したい子どもの 様子や場面	
今回、特に立ち合い・見学 したい場面 （例：朝の会、授業、 自由遊び、給食など）	
訪問当日の流れ（案）	
事前に先生方と共有・相談 したいこと	
その他 （共有事項・配慮事項・その 他サービス利用状況など）	

・本シートは、受け入れ施設の対応や子どもの様子を評価・指導することを目的としたものではありません。

・訪問前に支援の目的や視点を共有し、円滑な連携につなげるための資料です。

・本シートに記載された内容は確定事項ではなく、事前打合せや訪問当日に調整されることを前提とします。

・専門用語や詳細な分析は不要です。記載できる範囲でご記入ください。

様式③

保育所等訪問支援 訪問後共有シート

作成年月日　　年　　月　　日

事業所について	訪問支援事業所名	
	担当者名（職種）	（　　）
児童について	氏名（年齢・学年）	（　　歳・　　年生）
	学校・園の名称、クラス	

訪問日時	年　月　日　時　分 ～　時　分
1．当日の様子 （訪問して見えたこと） ※評価や判断ではなく、様子や事実を中心に記載してください。	
2．学校・園の先生方と共有・確認できたこと ※先生方から聞いた工夫や考え方のほか、当日の様子を踏まえた関わり方の視点や工夫のヒントなど、相互に共有できた内容を記載してください。	
3．保護者にお伝えしたいこと	

・本シートは、訪問支援を通して得られた気づきや考えを、事業所・学校／園・保護者の３者で共有することを目的としています。

・学校／園の対応や子どもの様子を評価・指導することを目的としたものではありません。

・専門用語や断定的な表現を避け、分かりやすい言葉での記載をお願いします。

参考資料)

障害児支援利用計画書(1)

	初回		継続		未申請		決定済

利用者名： 性別 生年月日： 年 月 日 歳 住所

指定相談支援事業者名・所在地及び計画作成者： 印

初回障害児支援利用計画作成日： 年 月 日 障害児支援利用計画変更日： 年 月 日

受給者証の有無、有効期間及び番号： 有 年 月 日 ＮＯ. 無 上限額： 円

障害支援区分											
	非該当	小児1	小児2	小児3	重心	1	2	3	4	5	6

利用者および家族の希望	
相談支援専門員の支援方針	
長期目標	
短期目標	

（番号： ）

障害児支援利用計画書(2)

ニーズの優先順位	生活全般の解決すべき課題（ニーズ）	援助目標（目標を達成すべき時期を明記する必要のあるものは時期を記入）	援助内容（提供期間を明記する必要のあるものは「頻度」欄に記入） サービス内容		サービス種別（事業者等）	頻度	費用（円/月） サービス費用（全額） 単位	回数	合計	自己負担
									0	0
									0	0
									0	0
									0	0
									0	0
									0	0
									0	0

サービス利用計画（モニタリング）の有効期限 令和 年 月 日まで	サービス費合計	0	自己負担額	0

備考	本人または代理人の同意
※週間ケア計画を必要に応じて添付	日付 令和 年 月 日 署名 □本人 □代理人

令和８年９月　　日

療育・教育・保育関係機関　各位

佐倉市長　西田　三十五
（公印省略）

佐倉市保育所等訪問支援事業ガイドラインの配布について

日頃、障害児者の地域生活を支えるためにご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市「佐倉市障害者総合支援協議会」の「療育支援・教育部会（特別支援教育連携協議会）」が中心となり、こども一人ひとりの状況やニーズに応じた個別的な支援や助言を行う「保育所等訪問支援事業」のガイドラインを作成しました。

つきましては、療育・教育・保育関係機関の皆様にこの「保育所等訪問支援事業」を周知していただき、こどもたちの成長・発達に役立つことを期待し、配布するものです。趣旨をご理解の上、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

記

１．配布物

「佐倉市保育所等訪問支援事業ガイドライン」

保育所等訪問支援事業は、発達面に特性のあるこどもが通う保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの集団生活の場に、専門の「訪問支援員」が定期的に訪問し、こども一人ひとりの状況やニーズに応じた個別的な支援や助言を行う事業です。（支援の内容には、こどもの行動やコミュニケーションのサポート、集団活動への適応支援、現場スタッフや保護者への具体的なアドバイス・助言などが含まれます。）

こども一人ひとりが適切に成長・発達していけるよう、本事業に関わる皆様の理解と活用の促進を目的として本ガイドラインを作成しました。令和６年にこども家庭庁が公表した「保育所等訪問支援ガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインがこども一人ひとりのニーズに応じた支援の充実や、関係者間の協力と相互理解の促進につながることを目的としています。

２．問い合わせ先

佐倉市障害者総合支援協議会 療育支援・教育部会事務局（佐倉市障害福祉課）
住所　佐倉市海隣寺町９７番地
電話　043-484-4153（直通）（障害福祉課 医療支援班）
Fax　043-484-1742
メール：shogaifukushi@city.sakura.lg.jp